

第4次

周防大島町行政改革大綱

(令和3年度～令和7年度)



周防大島町

目 次

I	行政改革の継続の必要性	1
1	これまでの取組	1
2	地方財政を取り巻く状況	1
3	地方分権改革の展望	2
4	これからの取組	2
II	基本方針	2
1	行政サービスの充実	2
2	住民との協働	3
3	簡素で効率的な行財政運営	3
III	進め方	3
1	計画期間	3
2	推進体制	3
3	推進の方法	3
IV	具体的方策	3
1	行政サービスの充実	4
(1)	職員の意識改革の推進	
(2)	窓口サービスの充実	
(3)	人材の育成	
(4)	権限移譲事務の受入の推進	
2	住民との協働	4~5
(1)	行政情報共有化の推進	
(2)	住民との協働の促進	
(3)	地域資源活用取組	
(4)	男女共同参画の推進	
3	簡素で効率的な行財政運営	5~7
(1)	財政健全化計画の推進	
(2)	行政評価システムの活用	
(3)	受益者負担の適正化	
(4)	定員適正化の推進	
(5)	公共工事等のコストの縮減	
(6)	効率的で柔軟な組織づくり	
(7)	電子自治体の推進	
(8)	水道事業・下水道事業の経営効率化	
(9)	病院事業局の経営効率化	

I 行政改革の継続の必要性

1 これまでの取組

本町は、平成16年の合併以降、「元気 にこにこ 安心で21世紀にはばたく先進の島」を町民共通の将来像に掲げ、住民と行政の協働による自主自立のまちづくりを目指してきました。

そのまちづくりを推進し、真に住民の幸せと町勢の発展を目指した改革を実行するため、平成17年12月に第1次周防大島町行政改革大綱（平成18年度～平成22年度）を策定し、以後5年ごとに新たな大綱の策定を行いながら全庁的に行政改革に取り組んできました。

全国平均よりはるかに進んだ少子高齢化や脆弱な財政構造に加え、三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減により、本町の行財政運営はさらに厳しいものとなる中で、これまでの行政改革への取組によって、町の借金である起債残高は262.6億円（平成16年度末一般会計）から165.4億円（令和元年度末一般会計）まで減少し、依然として厳しい財政環境にはあるものの明るい兆しも見えてきたところですが、実施にいたらなかった課題や継続して取り組むべき課題も残されています。

2 地方財政を取り巻く状況

本町の財政は、令和元年度の財政力指数が0.174、経常収支比率が97.1%、実質公債費比率が11.7%で、合併による経費削減効果により財政の健全化が図られてきましたが、人口減による普通交付税の大幅な減少や増加傾向にある特別会計への繰出金が大きく影響し、依然として厳しい財政状況が続いています。

このような状況の中、令和2年には世界的に感染拡大した新型コロナウイルス感染症が世界各地で猛威を振るい、国内外の経済に甚大な影響をもたらしています。

日本経済も、感染症拡大の影響により国難とも言うべき厳しい状況に置かれており、政府は、令和2年5月に過去最大規模の補正予算を計上しこれらの対策を進めるとともに、令和2年12月には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策やポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現等を盛り込んだ「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を閣議決定するなど、今後も新型コロナウイルス対策によるさらなる歳出の増加に伴い、地方負担の増加が見込まれます。

こうした状況のなか、国の進める地方分権改革の動向を的確にとらえながら、人口減少社会に対応した、将来にわたり持続可能な財政運営を進めていく必要があります。

3 地方分権改革の展望

地方分権改革は、平成5年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」にはじまり、「地方分権改革推進法」（平成18年法律第111号）による地方分権改革推進委員会の勧告や平成26年に導入された提案募集方式による取組等を踏まえ、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲や地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）などの改革が実現されてきました。

令和2年12月には、地方分権改革推進本部及び閣議において、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」が決定され、デジタル化による行政の効率化や行政手続の一部について書面・押印・対面に係る見直しを実施するとともに、子ども・子育て支援や農林水産業・まちづくり等に資する提案をはじめとした現場の課題に基づく地方からの提案等にきめ細かく対応し、都道府県から市町村への事務・権限の移譲、規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）等を推進することとされています。

4 これからの取組

こうした情勢において、地方が自らの発想と創意工夫により課題の解決を図るとともに、特色を持った地域づくりを実施するためには、行財政改革は引き続き重要な課題であり、個人の価値観の多様化による複雑・多様な住民ニーズに応え、「地方分権改革」の推進に対応するため、住民と行政の協働によるまちづくりを進め、真に自立できる足腰の強い行財政システムを確立することが、町にとっても大きな課題となっています。

周防大島町にとって、今何が求められ、そのために限りある社会資源をどう有効に活用していくかを問いかけながら、今後における行政改革をさらに実効性のあるものとするため、第4次行政改革大綱を策定し、より一層の行財政運営の効率化と柔軟な組織・機構づくりを進める必要があります。

II 基本方針

地方分権改革の進展や複雑多様化する行政課題に対応し、住民サービスと安定的な行財政運営を両立するために、次の視点を基本として行財政改革に取り組んでいきます。

1 行政サービスの充実

財政健全化の推進を図るために職員数を削減しつつ、多様化、複雑化する住民サービスの要求に応えるために、住民ニーズを的確に把握しながら、サービスを担う職員の資質の向上や能力開発を図り、公平で公正、分かりやすく満足度の高いサービスを提供するとともに、町民への積極的な情報提供に努めていきます。

2 住民との協働

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための地方分権改革が進められています。公共サービスの質を保ち、民間のノウハウを活用しながら効率的なサービスを提供し、多様化する住民ニーズに応えるために、住民と行政とが対等なパートナーとして連携し、お互いに支えあう協働のまちづくりを進めます。

3 簡素で効率的な行財政運営

地方交付税の削減や町税の減収など厳しい財政状況が見込まれるなか、地方分権改革の動向や地域の新たな行政需要に柔軟かつ確実に対応できる自立性を確保するため、簡素で効率的な行財政運営を行います。

そのためには職員数の削減を行いながら、住民生活を支える公的サービスを維持し、持続可能な業務体制を確立するために必要な機構の改革を行います。

また、最小の経費で最大の効果を上げるため、財政状況と事業効果の分析を行い、事業の重点化・選択化などを図りながら効果的・効率的な行財政運営を推進します。

III 進め方

1 計画期間

令和3年度から令和7年度の5年間とします。

2 推進体制

(1) 副町長を本部長とする「周防大島町行政改革推進本部」を中心に、全庁的に行財政改革に対する意識共有を図り、積極的な提言と行動により行財政改革を推進します。

(2) 民間有識者等で構成される「周防大島町行政改革推進委員会」に取組状況を報告し、委員会からの意見を尊重し、行政改革を推進します。

3 推進の方法

周防大島町行政改革大綱の実施を具体的にするため、できるかぎり目標を数値化した年度計画を定めた「行政改革実施計画」を策定し、計画的に推進します。

実施計画の進捗状況については、「周防大島町行政改革推進委員会」に定期的に報告し、意見を求めるとともに、町ホームページ等を活用し、広く住民に公表していきます。

IV 具体的方策

(注：○は実施計画で重点的に取り組む項目。)

1 行政サービスの充実

(1) 職員の意識改革の推進

職員一人ひとりが行政はサービス業との認識を持ち、住民の視点に立ったわかりやすく利用しやすい行政サービスを提供するため、丁寧で気持ちの良い対応ができるよう、職員意識の改革を推進します。

○接遇の改善

(2) 窓口サービスの充実

住民に一番身近に接する機会の多い総合支所窓口の充実をはじめ、すべての窓口業務において、住民ニーズによる業務の見直しに取り組み、また平成27年度からスタートしたマイナンバー制度の利活用範囲の拡大を検討するなど満足度の高いサービスを提供します。

○窓口サービスの充実

○総合窓口支援システムの活用 新規

○公共料金納付窓口の拡大

○マイナンバー利活用範囲拡大の検討

(3) 人材の育成

住民の信頼と付託にこたえるため、時代の変化に的確に対応できる人材の育成と職員の個々の能力向上を目的とし、周防大島町人材育成基本方針に基づき職場内外の研修を計画的に実施し、組織の総合力の向上に努めます。

また、人事評価制度導入に伴い、被評価者の能力や仕事ぶりを評価して本人にフィードバックすることによって、職員の能力開発や人材育成につながり、被評価者を成長させ、組織を向上させます。

○人材育成基本方針の推進

○人事評価制度の実施

(4) 権限移譲事務の受入の推進

住民に身近な行政はできる限り住民に身近な町で処理することが住民の利便性の向上に繋がることから、権限移譲による国・県の事務の受入体制（人材、予算、事務スペースなど）の整備や行政効率性を検討し、権限移譲事務の受入を推進します。

○権限委譲事務の受入れの推進

2 住民との協働

(1) 行政情報共有化の推進

住民が求める町政に関する情報をわかりやすく、積極的に提供することは、公平公正で透明性の高い行政を確立し、住民と行政の信頼関係を構築する上で重要であることから、住民が求めている行政課題の把握に努め、広報紙やホームページ、またCATV（ケーブルテレビ）やSNS（ソーシャルネット

ワーキングサービス)などを活用し町政情報の積極的な提供を行い、行政情報の共有化を推進します。

○ホームページの充実

○CATV網の活用

○SNSの活用

(2) 住民との協働の促進

住民主体の発想に基づいて改革を推進していくには、住民と行政との協働によるまちづくりが不可欠です。住民と行政とが対等なパートナーとして、複雑化・多様化する住民ニーズに対応し地域の抱える諸課題へ取り組むため、お互いに情報を交換しあい、連携しあうことで相互理解を深めながら住民や各種団体等との協働意識の醸成を図るとともに、「民間にできることは民間に」を基本に推進してきた指定管理者制度の充実や民間委託の導入など民間活力の活用に努めます。

また、住民の多様な意見を町政に反映し、政策形成過程への住民の参画と透明性の向上を図るため、各種委員会・審議会委員には幅広い分野や年齢層から適切な人材を選任するとともにパブリックコメント制度を推進します。

○ワンテーマディスカッションの推進

○指定管理者制度の在り方

○パブリックコメント制度の推進

(3) 地域資源活用の取組

森・里・海とそれにはぐくまれるきれいな水、先祖伝来の田畑、輝く太陽などといった豊かな資源とそれにより生み出されうる食料やエネルギー、あるいは歴史的文化資産等の地域資源を最大限活用する仕組みを、行政と住民、NPO等の協働により作り上げていくことによって、地域の活性化や絆の再生を図り、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型に転換していくことにより、「地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める地方分権型社会」の構築を目指します。

○住民協働によるまちづくり 拡充

○体験型教育旅行誘致の推進

○地産地消の推進

(4) 男女共同参画の推進

性別による差別的取扱いをなくし、個人が自由な選択のもとであらゆる分野へ参画し能力を発揮できる男女共同参画社会の実現なしには、協働の社会は創造できないことから、周防大島町男女共同参画プランに基づき男女共同参画を推進します。

○男女共同参画の推進 拡充

3 簡素で効率的な行財政運営

(1) 財政健全化計画の推進

歳入に見合った歳出を基本に、持続可能な財政を維持していくため、財政健全化計画に基づき町税等の収納率向上や町有財産の有効活用等の自主財源の確保、事業の重点化・選択化などを図りながら補助金の効果的運用により経常経費の削減に努めます。

また、周防大島町財務書類4表を作成し公表することにより財政運営の透明性を確保するとともに、周防大島町公有財産適正管理基本方針や公共施設等総合管理計画に基づき公有財産の適正な管理を推進し、財政のマネジメント強化のため統一的な基準による地方公会計の整備についても促進します。

○財政健全化計画の推進（財政指標の改善）

○給与の適正化

○時間外勤務手当の削減

○各種手当の見直し

○公共施設の効率的な運用 拡充

○公用車の適正配置

○補助金等の見直し

○イベントの見直し

○適正な自主財源の確保

（国保・固定・町県民・軽自税、保育料、介護保険料、住宅使用料）

○広告掲載等による収入の確保

○処分可能な町有地の売却等の促進

○統一的な基準による地方公会計の整備の促進

(2) 行政評価システムの活用

予算編成に連動した行政評価システムを最大限活用し、計画（Plan）→実施（Do）→確認（Check）→対策（Action）のPDCAサイクルに基づき効率的な行政経営を行い、限られた財源・人材の有効活用を図ります。

○行政評価システムの活用

(3) 受益者負担の適正化

使用料・手数料等の受益者負担について、公平性の確保と応益負担を原則とし、社会情勢に配慮しつつ住民の理解を得ながら適正な料金改定を行います。

○受益者負担の適正化

(4) 定員適正化の推進

職員数は、定員適正化計画以上の削減が進んでいる状況にあり、年代間による職員数の格差が生じないように計画的な職員採用や、災害対応等の危機管理体制を視野に入れた、新たな定員適正化計画を策定し定員の適正化に努めます。

○定員適正化への対応

(5) 公共工事等のコスト縮減

入札・契約制度について、競争性や公平・公正性の向上に努めるとともに、事務の効率化を図り、公共工事等のコスト縮減を図ります。

○公共工事等のコスト縮減

(6) 効率的で柔軟な組織づくり

地方分権改革の動向や複雑化・多様化する地域の新たな行政需要に柔軟かつ確実に対応できる組織とするため、周防大島町行政改革推進本部において検討を行い、第4次行政改革大綱の計画期間中に組織・機構の見直しを実施します。

○新たな行政課題に対応できる組織・機構の見直し

○地球温暖化対策実行計画の推進

○職員提案制度の推進

(7) 電子自治体の推進

インターネットなどの情報通信技術（ICT）の活用を図るため情報通信技術に対する職員の資質向上を進めるとともに、AI、RPA等のICTを効果的に活用します。令和2年9月に稼働した自治体クラウドはコスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から有効な取り組みとして円滑な運営を行います。

○自治体クラウドの推進

○ICTによる業務の効率化 新規

(8) 水道事業・下水道事業の経営効率化

令和2年度より窓口業務の外部委託化により新たに設置された柳井市・周防大島町上下水道料金お客様センターを有効活用しながら、料金の督促及び滞納整理事務の強化を行い、水道料金及び下水道使用料の収納率の向上を図ります。

下水道事業については建設工事の早期完成・早期供用開始に努めるとともに、未加入者の加入を促進し、安定的な使用料収入を確保し経営の健全化に努めます。

○水道料金の収納率の向上

○下水道使用料の収納率の向上

○公共下水道等の加入率の向上

(9) 病院事業局の経営効率化

自治体病院として、地域住民の健康の保持と増進を図り、公共の福祉の増進を目指して地域医療の向上に努めながら経営の健全化に取り組みます。

○病院事業再編計画の実行 新規

○給食業務委託の検討